

正	副
---	---

一級  
二級  
木造

## 建築士事務所登録申請書

(第一面)

※ 手数料欄	
令和	年 月 日 <small>手数料 納入欄</small>
一級	¥16,000
二級	¥11,000

[記入注意]

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級 二級 木造	建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。  <p style="text-align: center;">令和    年    月    日</p> <p style="text-align: center;">登録申請者氏名</p> 千葉県指定登録機関 公益社団法人千葉県建築士事務所協会会長 殿
----------------	--

建築士事務所		ふりがな			
		名称			
		所在地	〒		
		一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	電話		
登録申請者	個人であるとき	ふりがな	建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/>	
		氏名		二級建築士 <input type="checkbox"/>	
		住所		木造建築士 <input type="checkbox"/>	
	法人であるとき	ふりがな	事務所所在地	なし <input type="checkbox"/>	
		名称		〒	
		事務所所在地		〒	
管理する建築士	ふりがな	登録番号			
	氏名				
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)			
	管理建築士講習を修了した年月日	年 月 日	修了証番号		
現登録年月日及び登録番号		年 月 日	千葉県知事登録第	号	※ 審査
新規 <input type="checkbox"/>	更新 <input type="checkbox"/>	※登録年月日及び登録番号		令和 年 月 日 千葉県知事登録第	

(正)	副
-----	---

一級  
二級  
木造

## 建築士事務所登録申請書

(第一面)

※ 手数料欄	
令和 3年 9月 30日	手数料 納入欄
一級	¥16,000
二級	¥11,000

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

該当するものを○で囲む

手数料納入日を記入

一級 二級 木造	建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。			
	令和 3年 10月 1日 申請書の提出年月日を記入	開設者が個人の場合は住民票又は運転免許証のとおり(旧漢字は旧漢字とする) 株式会社 山田建設 押印不要 代表取締役 山田 和夫		
	千葉県指定登録機関 公益社団法人千葉県建築士事務所協会会長 様	登録申請者氏名 開設者が法人の場合は、登記簿謄本のとおり(旧漢字は旧漢字とする)法人名称、役職及び代表者氏名を記入		
建築士事務所	ふりがな	(かぶ) やまだけんせつ		
	名称	株式会社 山田建設 二級建築士事務所		
	所在地	〒 275-0000 習志野市鷺沼6-2-10 電話 0472-99-0001		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	二級建築士事務所		
登録申請者	個人であるとき	ふりがな		
		氏名	個人の場合の氏名及び住所は、住民票又は運転免許証のとおり(旧漢字は旧漢字とする)	
		住所		
	法人であるとき	ふりがな	(かぶ) やまだけんせつ	
		名称	株式会社 山田建設	
		事務所所在地	〒 275-0000 習志野市鷺沼3-25-10	
管理する建築士	ふりがな	すずき いちろう	建築士の免許証のとおり(旧漢字は旧漢字とする)	
	氏名	鈴木 一郎	登録番号 1123	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	二級	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合) 1級の場合は不要 千葉県	
	管理建築士講習を修了した年月日	平成22年 8月 18日	修了証番号 082E-12345	
現登録年月日及び登録番号	平成28年 11月 20日 更新のみ記入 千葉県知事登録 第 2-1611-9999 号		※ 審査	
新規 □ 更新 □	※ 登録年月日及び登録番号 令和 年 月 日 千葉県知事登録 第 号			
			事業年度を記入 決算期 3月	



(第二面)

### 所属建築士名簿

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつて は、その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号
山田 太郎	一級建築士	456789	一級建築士の場合 は不要	設備	123
鈴木 一郎	一級建築士	345678		構造	678
伊藤 次郎	二級建築士	1234	千葉県	一級建築士が構造設計又は設 備設計一級建築士である場合 はその旨とその交付番号を必 ず記入する。	
佐藤 五郎	二級建築士	3456	埼玉県		
建築士の免許証のとおり(旧漢字は旧漢字とする)					
				各々合計人数	
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				計	一級建築士 2 名 二級建築士 2 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 1 名 設備設計一級建築士 1 名
				該当するものにレ点	

(第三面)  
役員名簿

[記入注意]

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
男・女		大正 昭和 平成 年 月 日

(備考)

別紙 有   
無







添付書類 (ロ)

## 略 歴 書

<登録申請者>  
 <管理建築士>

[記入注意]

職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。

1年以上空白の期間が生じる場合は「無職」、「開設準備中」等と記入してください。  
 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		生年月日	年 月 日
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 登 二級建築士 <input type="checkbox"/> 録 木造建築士 <input type="checkbox"/> 番 な し <input type="checkbox"/> 号	登録を受けた都 道府県名 (二級 建築士又は木造 建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名

添付書類 (ロ)

## 略 歴 書

<登録申請者  >  
 <管理建築士  >

該当するものにレ点  
 同一人の場合は両方にレ点

[記入注意]

職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。  
 1年以上空白の期間が生じる場合は「無職」、「開設準備中」等と記入してください。  
 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	齋藤 一郎 <span style="color: red;">押印不要 旧漢字は旧漢字とする</span>		生年月日	昭和46年12月28日	
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登 録 番 号 5678	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	千葉県 <span style="color: red;">1級の場合は不要</span>	
学 歴	年 月 日  平成4年3月	学校名及び学科名  ○○建築専門学校○○課 <span style="color: red;">管理建築士の場合最終学歴は建築士試験時に記入したものと同一とする</span>	卒業・修了・中退の別  卒業		
職 歴	期 間 年月 ~ 年月 H24.4~現在に至る H14.4~H24.3 H4.4~H14.3 <span style="color: red;">申請提出日迄の略歴を全て記入</span>	勤 務 先  自営 (齋藤二級設計事務所)  株式会社 山田建設  ○○設計事務所  <span style="color: red;">自営の場合は[自営(事務所名称)]を記入</span>	地 位 ・ 職 名  取締役・管理建築士  設計補助  所員  <span style="color: red;">管理建築士の方は(管理建築士)と記入</span>		

添付書類 (ハ)

## 誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

千葉県指定事務所登録機関  
公益社団法人千葉県建築士事務所協会長 様  
記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

（御記入にあたっては建築士事務所登録申請書等の作成の手引き（(公社)千葉県建築士事務所協会）を参照ください。）

## 誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請書の提出年月日を記入

個人の場合は住民票又は運転免許  
証のとおり(旧漢字は旧漢字とする)

株式会社 山田建設  
代表取締役山田 和夫

押印不要

登録申請者の氏名又は名称

千葉県指定事務所登録機関

公益社団法人千葉県建築士事務所協会 様

記

法人の場合は、登記簿謄本のとおり(旧漢字は旧漢字とする)法人名  
称、役職及び代表者氏名を記入  
※署名でなくても可

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

(御記入にあたっては建築士事務所登録申請書等の作成の手引き((公社)千葉県建築士事務所協会)を参照ください。)